

申告が必要か確認しましょう

申告の要否確認チャート

→ はい → いいえ

※このチャートは一般的な事例をもとに作成しています。
例外もありますので詳細はお問合せください。

スタート

令和7年1月1日に
伊達市に住んでいますか？

伊達市への申告は必要ありません。
令和7年1月1日にお住まいの市町村に
確認してください。

令和6年1月1日～令和6年12月31日に
収入はありましたか？

※遺族・障害年金、失業保険等の非課税所得は除く。

主な収入が給与収入の方は①へ、
公的年金の方は②へ（両方の方は②へ）

※両方に当てはまらない場合は、下記の国税相談専用ダイヤルまたは
伊達市役所税務課にお問合せください。

① 給与収入の方

主な給与収入のほかに、副業の給与や所得
（営業・不動産所得など）がありますか？

② 公的年金の方

公的年金等の収入金額の合計は
400万円を超えますか？

源泉徴収票に記載のない控除（配偶者、扶
養、社会保険料、生命保険料、医療費な
ど）の申告や、年末調整がなされていない
ために、所得税の清算が必要ですか？

収入は公的年金
のみですか？

確定申告、市・道民税の
申告は原則不要です

※ただし、以下の方は申告が必要です。

- 無収入または非課税所得の方で、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の軽減を受ける方
- 所得に関する証明書が必要な方

確定申告もしくは市・道民税申告の対象です
（どちらの申告であるかは申告内容をもとに職員が判断します。）

※e-TAXによる申告をご検討の方は、下記連絡先へ
お問い合わせください。

【国税相談専用ダイヤル】 0570-00-5901

【伊達市役所税務課】 0142-82-3146

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けている方が申告を行った場合は、特例申請が無効となりますので、寄附金控除を含めて申告をしてください。